平成２１年（フ）第５５０４号
大阪市浪速区戎本町１丁目６番22号
破産者　株式会社大進工務店
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５７３号
大阪市東成区大今里４丁目25番18号
破産者　株式会社ラビアン
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４８号
大阪府藤井寺市津堂３丁目482の１
破産者　株式会社浦木製作所
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９２６号
大阪府堺市西区鳳南町５丁685番地の７
破産者　有限会社Ｂ・Ｌ・Ｐ
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２２７０号
札幌市東区苗穂町16丁目１番地
破産者　有限会社ベストカー札幌
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１７０２号
茨城県つくば市観音台１丁目21番16号
破産者　医療法人社団薬川会
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７４５号
東京都町田市森野１丁目30番９号
破産者　三井リビング株式会社
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第７４６号
東京都町田市本町田2379番地公社住宅ホ６－413
破産者　三井　和男
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２２号
神戸市西区見津が丘２丁目２－２
破産者　セルテック株式会社
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第５６３号
高知市北本町３丁目８番34号
破産者　有限会社ヘツズ
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成１９年（フ）第１７７号
福岡県久留米市高野１丁目３番２号
破産者　株式会社松野ヂーゼル自動車工場
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第３号
福岡県久留米市北野町高良1807番地22、商業登記簿上の本店所在地福岡県久留米市津福今町553番地の11
破産者　株式会社ピュアパイン
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１２８号
福島県喜多方市字押切南１丁目96番地、住民票上の住所福島県喜多方市字下江3687番地１
破産者　菊地　庄衛
1　決定年月日　平成21年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２０年（フ）第１８５号
長野県佐久市上平尾994番地２
破産者　森泉　剛人
1　決定年月日　平成21年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第７５号
長野県北佐久郡立科町大字宇山501番地
破産者　今井　幹男
1　決定年月日　平成21年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２０年（フ）第２９０号
愛知県刈谷市板倉町２丁目10番地12　株式会社高山興業寮内、住民票上の住所青森県黒石市大字浜町73番地１
破産者　久保田良克
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２０年（フ）第２１５号
秋田県潟上市昭和大久保字街道下70番地
破産者　小林　　繁
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第１３３２号
埼玉県富士見市水谷東１丁目21番５号、破産手続開始時の住所埼玉県新座市大和田１丁目27番１－401号
破産者　永作　謙至
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２２０号
さいたま市桜区田島２丁目４番24―405号、旧住所埼玉県川口市栄町２丁目５番16―601号　ダイアパレス川口アーバンスクエア
破産者　田中麻衣子
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８０５号
埼玉県上尾市本町２丁目14番14―202号　根貝戸団地、旧住所埼玉県上尾市仲町２丁目８番15号
破産者　笠原　利一
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係